

事 務 連 絡

令和2年5月13日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒1人1台端末）の執行について

平素より私立学校の振興に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助事業については2高私助第4号（令和2年4月3日付）通知にて計画調書の提出を依頼したところ、各都道府県より計画調書の提出がなされているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業の対応をとっている学校などにおいて、児童生徒の学習環境を早急に整備したいといった御意見を承っております。

については、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和2年度内の契約であれば、補助対象として扱うことといたします。

なお、補助対象と扱うのは、他の補助要件（補助対象と定めている機器等の整備であること、3社以上の見積を揃える等）を満たしていることが前提であることに御留意願います。

**【本件担当】**

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第四係

電 話 : 03-5253-4111 (内線 2547)

F A X : 03-6734-3396

E-mail : sigakujo@mext.go.jp